

令和 6 年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和 5 年度の地方消費税交付金の増収分の主な使い道は、下表のとおり本町の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 82,650 千円

（歳出）

・ 社会保障施策経費 1,261,274 千円

（単位 千円）

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉費	社会福祉総務費	207,318	28,902	178,416
	老人福祉費	409,140	41,128	368,012
	障がい者福祉費	179,858	13,146	166,712
	小計	796,316	83,176	713,140
児童福祉費	児童福祉総務費	19,995	8,778	11,217
	児童措置費	250,283	110,881	139,402
	小計	270,278	119,659	150,619
保健衛生費	保健衛生総務費	118,118	41,442	76,676
	予防費	27,018	450	26,568
	健康推進費	39,794	11,703	28,091
	母子保健費	9,750	2,838	6,912
	小計	194,680	56,433	138,247
合計		1,261,274	259,268	1,002,006

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。